

平成30年12月

標準運送約款及び標準内航運送約款のあり方に関する検討会開催要領

1. 趣旨

平成30年5月公布の「商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律」により、運送・海商分野について、社会経済情勢の変化への対応、荷主、運送人その他の運送関係者間の合理的な利害の調整及び海商法制に関する世界的な動向への対応が図られ、荷主と運送人の責任分担等が変更された。国土交通省では、海上運送法第9条に基づく標準運送約款、内航海運業法第8条に基づく標準内航運送約款を定めており、これらの約款は、国内海上運送・内航海運において広く活用されている。商法改正に対応するほか、時代に応じた変化に対応するため、標準運送約款と標準内航運送約款について、それぞれ見直しの検討を行う。

このため、学識経験者、内航海運業者、荷主企業及びその他関係者から構成される「標準運送約款及び標準内航運送約款のあり方に関する検討会」を開催し、標準運送約款及び標準内航運送約款の改正の方向性について検討することとする。

2. 構成員等

- (1) 構成員（うち1名は座長）は別紙のとおりとする。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、座長代理を指名することができる。
- (3) 座長は、必要に応じて構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (4) 構成員は、その申出により、構成員が指名する者を代理で出席させることができる。

3. 運営

- (1) 本検討会の庶務は、内航課において行う。
- (2) 検討会の会議資料は、原則として公開する。ただし、議事の円滑な実施に影響が生じるものは非公開とする。
- (3) 検討会の会議終了後に議事要旨を作成し、原則としてこれを公開する。
- (4) 本要領に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は座長が検討会の了承を得て、その取扱いを決定するものとする。

(別紙)

標準運送約款及び標準内航運送約款のあり方に関する検討会

(五十音順、敬称略)

(◎は座長)

(構成員)

青戸 照太郎	一般社団法人日本海運集会所仲裁グループ長
◎雨宮 正啓	雨宮総合法律事務所 弁護士
飯塚 秋成	国土交通省海事局内航課長
宇野 直紀	法務省民事局 局付
大澤 彩	法政大学法学部 教授
加藤 琢二	ジャンボフェリー株式会社社長
亀山 章久	栗林商船株式会社第一営業部長代理
小宮山 永	オーシャントランス株式会社執行役員
笹岡 愛美	横浜国立大学国際社会科学研究院 准教授
佐々木 正美	新日本海フェリー株式会社代表取締役
鈴木 俊司	日本内航海運組合総連合会調査企画部審議役
新田 秀一	花王株式会社 SCM 部門ロジスティクスセンター長
原 喜信	一般社団法人日本旅客船協会理事長
山本 哲也	株式会社名門大洋フェリー常務執行役員